

第 13 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について

令和 7 年 6 月 13 日
研究計画・評価分科会

研究計画・評価分科会（以下「分科会」という。）においては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針¹」を踏まえ、以下のとおり研究開発課題（以下「課題」という。）の評価を実施する。

研究開発課題の評価

1. 評価の目的

国が定めた政策や研究開発プログラムの目的や目標を達成するために実施される個々の課題ごとに評価することにより、実施の可否を判断するとともに、実施されている研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげる。

2. 評価の区分

(1) 事前評価

①対象課題

分科会の所掌²に属する課題のうち、以下の課題について実施する。

- ・ 総額（5 年計画であれば 5 年分の額）が 10 億円以上を要することが見込まれる新規・拡充課題³
- ・ 分科会において評価することが適当と判断されたもの

②評価の実施時期

あらかじめ策定した分野別研究開発プランに基づき、原則予算概算要求に先立って実施する。

③評価の流れ

分科会に設置される分野別委員会及び科学技術・学術審議会情報委員会（以下「分野別委員会等」という。）があらかじめ策定した分野別研究開発プラン（以下「プラン」

¹ 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 29 年 4 月 最終改定 文部科学大臣決定）

² 科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること、科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること、など

³ ここでいう拡充課題とは、課題の開始後に予算の変更等により総額 10 億円以上を要することが見込まれることとなった課題を指す。

という。)に基づいて分野別委員会等で評価を実施する。その後、プランを分科会で審議・決定する。プラン決定後、当該プランに基づき、分科会において評価を実施し、評価結果を決定する。

④評価結果の活用

事前評価結果は、文部科学省の政策評価及び概算要求内容の検討等に活用する。

⑤政府予算案を踏まえた評価の見直し

分野別委員会等は政府予算案の決定を踏まえ、必要に応じて評価の見直しを実施し、その結果を分科会に報告する。

⑥評価実施後のフォローアップ

評価の際に、分野別委員会等及び分科会での指摘事項があった場合には、その対応状況について分野別委員会等において適宜報告を受けるとともに、対応がまとまったところで分野別委員会等から分科会に報告をする。

(2) 中間評価

①対象課題

事前評価を実施したもののうち、中間評価実施時期に当たる課題について実施する。

②評価の実施時期

プランに基づき、課題の実施期間が長期にわたる場合に、3年ごとを目安に実施する。

なお、課題の実施期間が5年程度で終了前に事後評価の実施が予定される課題については、計画等の重要な変更の必要がない場合において、課題の性格、内容、規模等に応じて、分野別委員会等が毎年度の実績報告等により適切に進行管理を行うことで、中間評価の実施に代えることができる。分野別委員会等は、プランにその旨を明示する。

③評価の流れ

分野別委員会等がプランに基づいて評価を実施し、結果を分科会で決定する。

④評価結果の活用

中間評価結果は、文部科学省の政策評価及び概算要求内容の検討等に活用する。

⑤政府予算案を踏まえた評価の見直し

分野別委員会等は政府予算案の決定を踏まえ、必要に応じて評価の見直しを実施し、その結果を分科会に報告する。

⑥評価実施後のフォローアップ

評価の際に、分野別委員会等及び分科会での指摘事項があった場合には、その対応

状況について分野別委員会等において適宜報告を受けるとともに、対応がまとまったところで分野別委員会等から分科会に報告をする。

(3) 事後評価

①対象課題

事前評価を実施したもののうち、事後評価実施時期に当たる課題について実施する。

②評価の実施時期

プランに基づき、課題の終了時に実施する。

なお、その成果等を次の課題につなげていくために必要な場合には、課題の終了前に実施し、その評価結果を次の課題の企画立案等に活用する。

③評価の流れ

分野別委員会等がプランに基づいて評価を実施し、結果を分科会で決定する。

④評価結果の活用

事後評価結果は、文部科学省の政策評価及び後継の課題の検討、実施及び次の施策形成等に活用する。

⑤評価実施後のフォローアップ

評価の際に、分野別委員会等及び分科会での指摘事項があった場合には、その対応状況について分野別委員会等において適宜報告を受けるとともに、対応がまとまったところで分野別委員会等から分科会に報告をする。

(4) 追跡評価

①対象課題

事後評価を実施したもののうち、国費投入額が大きい、あるいは、成果が得られるまでに時間がかかる課題等について対象を選定して実施する。

②評価の実施時期

プランに基づき、課題が終了した後に、一定の時間を経過してから実施する。

③評価結果の活用

追跡評価結果は、研究開発の成果の波及効果や副次的効果を把握するとともに、過去に実施した評価の妥当性を検証し、より良い研究開発施策の形成等に適切に反映するために活用する。

3. 評価の進め方

(1) 評価票の作成

- ・ 評価票は課題毎に簡潔かつ具体的に A 4 用紙数枚程度にまとめることとし、別添様式を参考に課題の特性等に応じて策定する。

- ・ 事前評価の対象となる新規課題のうち、翌年度の要求額が10億円以上のものについては、行政事業レビューにおけるEBPMの取組として作成・公表を求められている場合はロジックモデルを含める。中間評価時には、当該課題における最新のロジックモデルを含めることとする。併せて、参考として上記取組として公表されたロジックモデルを添付する。

（２）評価の実施

①分野別委員会等における評価の実施

- ・ 評価を実施するに当たっては、プランのうちプログラムにおける当該課題の位置付けが明確になるように該当ページを示す。
- ・ 対象となる課題について個々に評価を実施し、分野別委員会等としての評価結果を作成する。評価結果は、所定の評価票にポイントを絞り簡潔明瞭にまとめる。また、評価結果は、当該課題の上位施策の達成に向けた位置付けや意義を意識しながら作成する。
- ・ 中間・事後評価は、原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について明瞭に記載すること。

②分科会における評価の実施

- ・ 分科会では、上位施策達成に向けた各課題の位置付け、意義、内容、必要性、進捗状況及び他の課題との相互関係等とともに、分野別委員会等の評価結果について分野別委員会等から報告を受け、それを基に評価結果を審議し、評価結果を決定する。
- ・ 評価結果を決定後、別添様式の分野別委員会等の委員名簿の前に、評価に参加した分科会委員の名簿を記載し、分科会の決定事項とする。

4. 留意事項

（１）利害関係者の範囲

評価を実施するに当たっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。分野別委員会等では、各課題の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定めることとする。利害関係を有する可能性のある者を評価に加える必要がある場合には、その理由や利害関係の内容を明確にする。

また、分科会で評価結果を決定するに当たっては、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ① 評価対象課題に参画している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 分科会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

（２）評価に係る負担軽減

評価を実施するに当たっては、合理的な方法により、可能な限り作業負担の軽減に努める。

(3) 課題の予算規模の明示

事前・中間評価の際は、原則として対象課題の総額、及び単年度概算要求額を明示することに努め、評価の検討に資するものとする。

(4) 分野別委員会等の所掌に属さない課題の評価

①分科会に設置される地球観測推進部会及び宇宙開発利用部会の所掌に属する課題の評価

分野別委員会等の所掌に属さない課題のうち、分科会に設置された地球観測推進部会及び宇宙開発利用部会の所掌に属する課題の評価については、研究計画・評価分科会運営規則（以後、「同運営規則」という。）第4条第4項に基づき、分科会から両部会に調査審議を付託するとともに、同運営規則第4条第5項に基づいて両部会の議決をもって研究計画・評価分科会の決定とする。なお、決定後は直近で開催される分科会へ報告することとする。

②科学技術・学術審議会国際戦略委員会の所掌に属する課題の評価

分野別委員会等の所掌に属さない課題のうち、科学技術・学術審議会運営規則第6条第1項の規定に基づいて科学技術・学術審議会の下に設置された国際戦略委員会の所掌に属する課題の評価については、同委員会で実施する。本評価結果は分科会において、審議し、決定する。

③上記以外の課題の評価

上記①、②を除き、分野別委員会等の所掌に属さない課題の評価については、事前、中間、事後評価の際に、必要な専門家から組織される評価委員会を分科会に設置し、当該評価委員会において評価を実施することを基本とする。なお、同一課題に関する一連の評価に際しては、関連する以前の評価委員会のメンバーをできる限り複数含めるよう留意する。

5. その他

(1) 評価の実施に当たって、その他必要となる事項については別途定めるものとする。

(2) 第14期以降の研究計画・評価分科会における課題の評価について、当該課題の評価に関する実施方針が改定されるまでの間は、この実施方針（「第13期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について」（研究計画・評価分科会令和7年6月13日決定）を適用するものとする。

研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価に関する留意事項について

1. 基本的な考え方

研究開発課題評価に当たっては、上位の施策への「道筋」における位置付けを共有した上で評価を行う。

文部科学省評価指針では、研究開発課題の評価について、研究開発課題の性格、内容、規模等に応じて、「必要性」「有効性」「効率性」等の観点の下に適切な評価項目を設定の上評価を実施することとしているところ、それぞれ以下の項目例を参考に評価を行っていただきたい。

なお、各分野別委員会等の事務局においては、研究開発課題ごとに特に重視すべき項目についてあらかじめ各分野別委員会等の評価委員との間で共有した上で評価を行っていただきたい。

ア. 「必要性」の観点

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、挑戦的（チャレンジング）な研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）等

イ. 「有効性」の観点

新しい知の創出、研究開発の質の向上、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、国際標準化、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理（保存・共有・公開）等に係る取組、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

ウ. 「効率性」の観点

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法の妥当性等

※ウ. の施策見直し方法には、個別事業で設定されるステージゲート（不確実性が高いことから当初は広範に採択し、進展に応じて通過数を絞り込む仕組）も含む。

※科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、事前評価において設定された評価項目及びその評価基準の妥当性を中間評価、事後評価においても評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案すること。

2. その他留意事項

- ◆長期間にわたって実施される研究開発課題については、一定期間ごとに目標の再設定や計画変更の要否を確認する。
- ◆研究開発を実施するグループの長等のマネジメントや体制整備についても適切に評価に反映する。
- ◆挑戦的（チャレンジング）な研究開発課題については、直接的な研究開発成果における目標の達成度に加えて、関連する制度、体制、運営といった研究開発過程（プロセス）が成果の最大化に向けて適切に組み合わされたかという視点での評価も必要である。また、技術的な限界・ノウハウ・うまくいかなかった要因等の知見、副次的成果や波及効果等も積極的に評価するなど、挑戦的（チャレンジング）な研究であることを前提とした評価を行う。
- ◆評価に当たっては、評点付けのみならず、評価対象課題に係る改善策や今後の対応等に関する提案についても積極的に抽出し、その結果を活用していく。また、対象課題が位置づけられている研究開発プログラムの改善につながる事項の抽出にも留意する。
- ◆研究開発が社会に与える可能性のある影響（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応）についても積極的に記載する。
- ◆上記の留意事項以外についても、文部科学省評価指針に基づいた評価を実施する。

研究開発課題の事前評価結果

〇〇年〇〇月

〇〇委員会

〇〇委員会委員

	氏名		所属・職名
主査	〇〇	〇〇〇	国立〇〇センター所長
主査代理	〇〇	〇〇〇	〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇

※ 利害関係を有する可能性のある者が評価に加わった場合には、その理由や利害関係の内容を明確に記載すること。

〇〇課題の概要

(※以下の内容の一部または全部をポンチ絵で代用することも可)

1. 課題実施期間及び評価時期

××年度～ △△年度

中間評価 令和◇◇年度及び令和〇〇年度、事後評価 令和◎◎年度を予定

2. 研究開発目的・概要

・目的

・概要

※ 課題の達成目標を明確に設定すること。

3. 予算（概算要求予定額）の総額

年度	RX(初年度)	…	R〇〇	R〇〇	総額
概算要求予定額	〇〇億	…	〇〇億	〇〇億	〇〇億

4. その他

※ 他の分野（委員会）及び関係省庁との連携状況を含むこと。

※ 研究データの管理・利活用に関する取組方針を記載すること。

事前評価票

(〇〇年〇〇月現在)

1. 課題名 ●●

2. 開発・事業期間 ××年度～ △△年度

3. 課題概要

(1) 関係する分野別研究開発プラン名と上位施策との関係

プラン名	〇〇
プランを推進するにあたっての大目標	〇〇（施策目標〇ー〇） 概要：
プログラム名	〇〇プログラム 概要：
上位施策	〇〇（令和〇年〇月〇日〇〇決定） ※プランに記載の当該研究開発課題に関係するものを全て記載。

(2) 目的

●●

(3) 概要

●●

プログラム全体に関連する アウトプット指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

プログラム全体に関連する アウトカム指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

※ プログラム全体に関連するアウトプット指標及びアウトカム指標についての過去3年程度の状況を記載し、評価の参考とする。なお、適宜、各指標における行を増減して構わない。

4. 各観点からの評価



※ 研究開発課題の性格、内容、規模等に応じて、重要性、緊急性等（以下、「必要性」）、成果の有効性（以下、「有効性」）、当該課題の実施方法、体制の効率性（以下、「効率性」）等の観点の下に適切な評価項目を設定する（評価項目の例参照）。

※※ 抽出した各評価項目について判断の根拠があいまいにならないよう、評価基準をあらかじめ明確に設定する（出来る限り定量的に定めることとし、それが困難な場合でも、実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして事後に客観的に判定できる内容とすること）。

（１）必要性

評価項目	評価基準	
	定量的	
	定性的	
	定量的	
	定性的	

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

○○

※ 評価結果を記載。

（評価項目の例）

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

（２）有効性

評価項目	評価基準	
	定量的	
	定性的	
	定量的	
	定性的	

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

○○

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理（保存・共有・公開）等に係る取組、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

(3) 効率性

評価項目	評価基準	
	定量的	
	定性的	
	定量的	
	定性的	

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇・・・・・・・・

※ 評価結果を記載。

※ 費用及び効果に関する評価については、独立した項目を設定するなどして、より明確なものとするよう努めること。

(評価項目の例)

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

5. 総合評価

(1) 評価概要

※ 実施の可否の別とその理由、中間評価・事後評価の実施時期等。

※ 5行程度で簡潔に記載すること。

(2) 科学技術・イノベーション基本計画等の上位施策への貢献見込み

※ 科学技術・イノベーション基本計画等にどのように貢献できそうか5行以内で簡潔に記載すること。

(3) 本課題の改善に向けた指摘事項

※ 指摘事項がある場合は記載すること。

(4) その他

※ 研究開発を進める上での留意事項（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応、「総合知」の創出・活用に向けた対応）等を記載する。

研究開発課題の中間評価結果

〇〇年〇〇月

〇〇委員会

〇〇委員会委員

	氏名	所属・職名
主査	〇〇 〇〇〇	国立〇〇センター所長
主査代理	〇〇 〇〇〇	〇〇
	〇〇 〇〇〇	〇〇

※ 利害関係を有する可能性のある者が評価に加わった場合には、その理由や利害関係の内容を明確に記載すること。

〇〇課題の概要

(※以下の内容の一部または全部をポンチ絵で代用することも可)

1. 課題実施期間及び評価時期

平成××年度～ 令和△△年度

中間評価 令和◇◇年度及び 令和〇〇年度、事後評価 令和◎◎年度を予定

2. 研究開発目的・概要

- ・目的
- ・概要

※ 事前評価時に設定された課題の達成目標を再評価し、必要に応じて再設定すること。再設定した場合は、その旨、明記すること。

3. 研究開発の必要性等

※ 必要性、有効性、効率性に関する事前評価結果の概要を記載。

4. 予算（執行額）の変遷

年度	HXX(初年度)	…	R〇〇	R〇〇	R〇〇	翌年度以降	総額
予算額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万 (見込額)	〇〇百万 (見込額)
執行額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	—	—

中間評価
実施年度

5. 課題実施機関・体制

研究代表者 ●●大学〇〇研究所教授 〇〇 〇〇〇
主管研究機関 ●●大学、A研究所、B大学
共同研究機関 〇〇大学、・・・

6. その他

※ 他の分野（委員会）及び関係省庁との連携状況を含むこと。
※ 研究データの管理・利活用に関する取組状況を記載すること。

中間評価票

(〇〇年〇〇月現在)

1. 課題名 ●●

原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について本欄中に明瞭に記載すること。

2. 関係する分野別研究開発プラン名と上位施策との関係

プラン名	〇〇
プランを推進するにあたっての大目標	〇〇（施策目標〇ー〇） 概要：
プログラム名	〇〇プログラム 概要：
上位施策	〇〇（令和〇年〇月〇日〇〇決定） ※ プランに記載の当該研究開発課題に関係するものを全て記載。

プログラム全体に関連する アウトプット指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

プログラム全体に関連する アウトカム指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

※ プログラム全体に関連するアウトプット指標及びアウトカム指標についての過去3年程度の状況を記載し、評価の参考とする。なお、適宜、各指標における行を増減して構わない。

3. 評価結果

（1）課題の進捗状況

※ 課題の初期の目標の達成に向けて適正な進捗が見られるか。進捗度の判定とその判断根拠を明確にする。

（2）各観点の再評価

※ 科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、当初設定された「必要性」、「有効性」、「効率性」の各観点における評価項目及びその評価基準の妥当性を改めて評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案する。
 なお、評価項目・評価基準を変更した場合は、変更前の評価項目・評価基準を明記すること。

※※ 評価基準は出来る限り定量的に定めることとし、それが困難な場合でも、実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして事後に客観的に判定できる内容とすること。

※ 新たに設定された項目・基準に基づき、「必要性」、「有効性」、「効率性」の各評価項目について、その評価基準の要件を満たしているか評価する。

＜必要性＞

評価項目	評価基準		評価項目・評価基準の適用時期
〇〇	定量的	〇〇	前・中
	定性的	〇〇	前・中
□□	定量的	□□	前
	定性的	□□	前
△△	定量的	△△	中
	定性的	△△	中

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、事前評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前・中」と記載する。

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について中間評価で変更を提案する場合は、事前評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前」と記載するとともに、中間評価時に変更を提案する「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中」と記載する。

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

（評価項目の例）

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

＜有効性＞

評価項目	評価基準		評価項目・評価基準の適用時期
〇〇	定量的	〇〇	前・中
	定性的	〇〇	前・中
□□	定量的	□□	前
	定性的	□□	前
△△	定量的	△△	中
	定性的	△△	中

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、事前評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前・中」と記載する。

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について中間評価で変更を提案する場合は、事前評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前」と記載するとともに、中間評価時に変更を提案する「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中」と記載する。

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇・・・・

※ 評価結果を記載。

（評価項目の例）

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理（保存・共有・公開）等に係る取組、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

＜効率性＞

評価項目	評価基準		評価項目・評価基準の適用時期
〇〇	定量的	〇〇	前・中
	定性的	〇〇	前・中
□□	定量的	□□	前
	定性的	□□	前
△△	定量的	△△	中
	定性的	△△	中

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、事前評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前・中」と記載する。

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について中間評価で変更を提案す

る場合は、事前評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前」と記載するとともに、中間評価時に変更を提案する「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中」と記載する。

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

(3) 科学技術・イノベーション基本計画等の上位施策への貢献状況

※ 科学技術・イノベーション基本計画等にどう貢献しているか簡潔に記載する。

(4) 事前評価結果時又は直近の中間評価結果時の指摘事項とその対応状況

※ 事前評価結果時又は直近の中間評価結果時に指摘事項があった場合は、当該指摘事項と中間評価時までの対応状況について記載する。

<指摘事項>

<対応状況>

(5) 今後の研究開発の方向性

本課題は「継続」、「中止」、「方向転換」する（いずれかに丸をつける）。

理由：5行程度で理由を記載のこと。

<本課題の改善に向けた指摘事項>

※ 指摘事項がある場合は記載する。

(6) その他

※ 研究開発を進める上での留意事項（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応、「総合知」の創出・活用に向けた対応）等を記載する。

研究開発課題の事後評価結果

〇〇年〇〇月

〇〇委員会

〇〇委員会委員

	氏名	所属・職名
主査	〇〇 〇〇〇	国立〇〇センター所長
主査代理	〇〇 〇〇〇	〇〇
	〇〇 〇〇〇	〇〇

※ 利害関係を有する可能性のある者が評価に加わった場合には、その理由や利害関係の内容を明確に記載すること。

〇〇課題の概要

(※以下の内容の一部または全部をポンチ絵で代用することも可)

1. 課題実施期間及び評価実施時期

平成××年度～ 令和△△年度

中間評価 令和◇◇年×月、事後評価 令和◎◎年×月

2. 研究開発目的・概要

・目的

・概要

※ 中間評価時に設定した目的及び概要を記載する。中間評価後に状況に変化があった場合は、その内容を追記する。

3. 研究開発の必要性等（必要性、有効性、効率性に関する中間評価結果の概要を記載）

4. 予算（執行額）の変遷

年度	HXX(初年度)	…	R〇〇	R〇〇	R〇〇	総額
予算額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万
執行額	〇〇百万	…	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万	〇〇百万

5. 課題実施機関・体制

研究代表者 ●●大学〇〇研究所教授 〇〇 〇〇〇

主管研究機関 ●●大学、A研究所、B大学

共同研究機関 〇〇大学、・・・

6. その他

※ 他の分野（委員会）及び関係省庁との連携状況を含むこと。

※ 研究データの管理・利活用に関する取組状況を記載すること。

事後評価票

(〇〇年〇〇月現在)

1. 課題名 ●●

原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について本欄中に明瞭に記載すること。

2. 関係する分野別研究開発プラン名と上位施策との関係

プラン名	〇〇
プランを推進するにあたっての大目標	〇〇（施策目標〇ー〇） 概要：
プログラム名	〇〇プログラム 概要：
上位施策	〇〇（令和〇年〇月〇日〇〇決定） ※ プランに記載の当該研究開発課題に関係するものを全て記載。

プログラム全体に関連する アウトプット指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

プログラム全体に関連する アウトカム指標	過去3年程度の状況		
	〇〇年	〇〇年	〇〇年

※ プログラム全体に関連するアウトプット指標及びアウトカム指標についての過去3年程度の状況を記載し、評価の参考とする。なお、適宜、各指標における行を増減して構わない。

3. 評価結果

(1) 課題の達成状況

※ 課題の所期の目標は達成したか。達成度の判定とその判断根拠を明確にする。
 ※ 科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、設定された「必要性」、「有効性」、「効率性」の各観点における評価項目及びその評価基準の妥当性を改めて評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案する。な

お、評価項目・評価基準を変更した場合は、変更前の評価項目・評価基準を明記すること。

※※ 評価基準は出来る限り定量的に定めることとし、それが困難な場合でも、実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして事後に客観的に判定できる内容とすること。

※ 新たに設定された項目・基準に基づき、「必要性」、「有効性」、「効率性」の各評価項目について、その評価基準の要件を満たしているか評価する。

<必要性>

評価項目	評価基準		評価項目・評価基準の適用時期
〇〇	定量的	〇〇	前・中・後
	定性的	〇〇	前・中・後
◎◎	定量的	◎◎	前
	定性的	◎◎	前
●●	定量的	●●	中・後
	定性的	●●	中・後
△△	定量的	△△	中
	定性的	△△	中
□□	定量的	□□	後
	定性的	□□	後

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、事前評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前・中・後」と記載する。

※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について中間評価時に変更した場合は、事前評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前」と記載する。

※ 中間評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、中間評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中・後」と記載する。

※ 中間評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について事後評価で変更を提案する場合は、中間評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中」と記載するとともに、事後評価時に変更を提案する「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「後」と記載する。

※ 適宜、各行を増減して構わない。

※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇

※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社

会等)の創出等)、国費を用いた研究開発としての意義(国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等)その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

＜有効性＞

評価項目	評価基準		評価項目・評価基準の適用時期
○○	定量的	○○	前・中・後
	定性的	○○	前・中・後
◎◎	定量的	◎◎	前
	定性的	◎◎	前
●●	定量的	●●	中・後
	定性的	●●	中・後
△△	定量的	△△	中
	定性的	△△	中
□□	定量的	□□	後
	定性的	□□	後

- ※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、事前評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前・中・後」と記載する。
- ※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について中間評価時に変更した場合は、事前評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前」と記載する。
- ※ 中間評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、中間評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中・後」と記載する。
- ※ 中間評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について事後評価で変更を提案する場合は、中間評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中」と記載するとともに、事後評価時に変更を提案する「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「後」と記載する。
- ※ 適宜、各行を増減して構わない。
- ※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

○○

- ※ 評価結果を記載。

(評価項目の例)

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、研究データの管理(保存・共有・公開)等に係る取組、(見込まれる)直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

＜効率性＞

評価項目	評価基準		評価項目・評価基準の適用時期
〇〇	定量的	〇〇	前・中・後
	定性的	〇〇	前・中・後
◎◎	定量的	◎◎	前
	定性的	◎◎	前
●●	定量的	●●	中・後
	定性的	●●	中・後
△△	定量的	△△	中
	定性的	△△	中
□□	定量的	□□	後
	定性的	□□	後

- ※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、事前評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前・中・後」と記載する。
- ※ 事前評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について中間評価時に変更した場合は、事前評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「前」と記載する。
- ※ 中間評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について変更がない場合は、中間評価と同じ「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中・後」と記載する。
- ※ 中間評価時に設定した「評価項目」・「評価基準」について事後評価で変更を提案する場合は、中間評価時の「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「中」と記載するとともに、事後評価時に変更を提案する「評価項目」・「評価基準」を記載し、「評価項目・評価基準の適用時期」欄に「後」と記載する。
- ※ 適宜、各行を増減して構わない。
- ※ 定量的評価基準及び定性的評価基準の両方を記載する必要はない。

〇〇・・・・・・・・

- ※ 評価結果を記載。

（評価項目の例）

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

（２）科学技術・イノベーション基本計画等の上位施策への貢献状況

- ※ 科学技術・イノベーション基本計画等にどう貢献したか簡潔に記載する。

（３）中間評価結果時の指摘事項とその対応状況

※ 中間評価結果時に指摘事項があった場合は、当該指摘事項と事業終了時までの対応状況について記載する。

＜指摘事項＞

＜対応状況＞

（４）総合評価

①総合評価

※ どのような成果を得たか、所期の目標との関係、波及効果、倫理的・法的・社会的課題への対応状況等を記載する。

②評価概要

※ 本課題の総合的な評価について、簡潔に５～１０行程度で記載する。

③指摘事項

※ 指摘事項がある場合は記載すること。

（５）今後の展望

※ 今後の展望も記載のこと。（研究結果を踏まえた今後の展望、予想される効果・効用、留意事項（研究開発が社会に与える可能性のある影響（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応、「総合知」の創出・活用に向けた対応）を含む。）